

長野県長野南高等学校 文化部活動方針

令和4年4月

目 標	本方針は、「長野県高等学校の文化部活動方針」に則り、高等学校段階の文化部活動を対象とし、生徒にとって望ましい文化活動環境を構築するという観点に立ち、地域、学校、活動内容に応じた多様な形で最適に実施されることを目指す。
運営方針	<p>(1) 文化部活動における休養日及び活動時間については、成長期にある生徒がバランスのとれた生活を送ることができるよう、高等学校段階では、各学校において中学校教育の基礎の上に、心身の発達や進路に応じて、多様な教育が行われていることも留意し、以下を基準とする。</p> <ul style="list-style-type: none">○ 学期中は、原則として、週当たり2日以上休養日を設ける。(平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日(以下「週末」という。)週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。)○ 長期休業中の休養日の設定は、原則として、学期中に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間を設ける。○ 1日の活動時間は、平日及び学校の休業日(学期中の週末を含む。)とともに、長くとも3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。なお、大会等で、基準とする1日の活動時間を上回る場合には、他の日の活動時間を調整するなど、週あたりの活動時間にも留意する。 <p>(2) 本校の文化部が参加する大会は学校文化団体の主催若しくは共催する大会とする。それ以外の大会への参加については、生徒の教育上の意義や、生徒や運動部顧問の負担が過度とならないことを考慮して、実態に応じて定めることとする。</p> <p>(3) 校長は上記を踏まえ、参加する大会等を精査する。</p>
指導体制の工夫	<p>ア 校長は生徒や教師の数、外部指導者の配置状況を踏まえ、指導内容の充実、教師の長時間勤務の解消等の観点から円滑に部活動を実施できるよう、適正な数の文化部を設置するよう図る。</p> <p>イ 校長は、文化部顧問の決定に当たっては、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、教員の他の校務分掌や、外部指導者の配置状況を勘案した上で行うなど、適切な校務分掌となるよう留意するとともに、学校全体としての適切な指導、運営管理に係わる体制の構築を図る。</p> <p>ウ 校長は、毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、各部の活動内容を把握し、生徒、教員の負担が過度とならないよう、適宜、指導・是正を行う。</p> <p>エ 校長は、教師の部活動への関与について、「学校における働き方改革に関する緊急対策(平成29年12月26日文部科学大臣決定)」及び「学校における働き方改革に関する緊急対策の策定並びに学校における業務改善及び勤務時間管理等に係わる取組の徹底について(平成30年2月9日付け29文科初1437号)」を踏まえ、法令に則り、業務改善及び勤務時間管理等を行う。</p>

